

5号登録 建築物飲料水貯水槽清掃業

【登録の基準】

物的基準	機械器具 ※飲料水の貯 水槽の清掃に 専用のもので なければなら ない	1 揚水ポンプ 2 高圧洗浄機 3 残水処理機 4 換気ファン 5 防水型照明器具 6 色度計、濁度計及び残留塩素測定器
	設 備	<p>〈機械器具を適切に保管できる専用の保管庫〉</p> <p>1 機械器具に雨水等がかかるおそれがない構造であること。</p> <p>2 機械器具を置く棚、箱などは、水切り水抜きが簡単にでき水が溜まらない構造であること。</p> <p>3 機械器具を保管するのに適切な規模であること。</p> <p>4 他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫となっている場合には、当該作業に用いる機械器具を保管する場所が独立して設けられ、他のものを誤用するおそれがないこと。</p> <p>5 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具を持ち出せないようになっていること。</p> <p>6 原則として自動車を保管庫とすることはできない。ただし、作業件数が極めて多く、機械器具の積み降ろしをすることが煩雑な場合であって、次の要件を満たしている場合は認めることとする。</p> <p>(1) 機械器具に雨水等がかかるおそれのない構造であること。</p> <p>(2) 機械器具を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単にでき、水がたまらない構造であること。</p> <p>(3) 機械器具を保管するのに適切な規模であること。</p> <p>(4) 自動車は専用であって、他の用途には用いないこと。</p> <p>(5) 自動車を適切に保管できる車庫を有すること。</p> <p>(6) 長期間、作業のない時期に機械器具を自動車から下ろす場合には、別途専用の保管場所が用意されていること。</p>
人的基準	監督者等	<p>〈貯水槽清掃作業監督者〉</p> <p>1 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習又は再講習を修了した日から6年を経過しない者</p>

		2 建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者 (ただし、再講習は必要)
	従事者等	従事者は、研修を修了した者であること
その他	作業の方法及び作業を行うための機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が告示で定める基準に適合していること	

【添付書類】(施行規則第31条第6項)

機械器具の概要を記載した書面 (様式登録No.1) (写真添付) 機械器具が借用の場合は 契約書の写し	1 登録事業所に備えることとされている機械器具その他の業務に使用する機械器具の名称、型式、数量及び購入年月日を記載。 ※同一機械器具を複数備えている場合、その内の1つの機械器具の型式等を記載し、数量は所有する全数を記載。 2 機械器具が借用の場合は、契約書の写し（借用期間は6年以上であること。保健所で原本と照合する。）又は貸出証明書（例示登録1）を添付。
監督者等の名前を記載した書面 (様式登録No.2) 資格を証明する書類(内容は別表2のとおり)の写し (※保健所で原本と照合)	1 登録区分ごとに設置することとされている監督者等の資格を記載。複数の監督者等が業務分担している場合、その業務の範囲も記載。 2 資格の種別には、〇〇講習会修了、建築物環境衛生管理技術者等と記載し、修了証書番号、免状番号のある資格は、その番号も記載。
研修の実施状況を記載した書面 (様式登録No.3)	1 新規申請の場合は、過去1年間の研修実績及び今後1年間の研修計画を、継続して登録申請する場合は、過去6年間の研修実績及び今後1年間の研修計画を記載。 2 研修実績は、登録団体の行う研修制度を利用して実施した場合、登録団体の発行する証明書に代えることができる。 3 登録団体の行う研修制度を利用せず、自社で研修した場合、その裏付けとなる事柄（開催日、開催場所、使用したテキスト等）を確認するため、使用したテキストや出席者名簿を参考資料として持参のこと。 ※実施すべき研修の内容は別表3のとおり。
作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理方法を記載した書面（様式登録No.4）	作業手順等の欄に記載すべき内容は、別表4のとおり。
作業報告書又は作業仕様	実際に使用しているもの

書等の様式	
機械器具等の保管庫の設置場所及び構造並びに保管状態を示す図面(様式登録No.5)	1 保管庫の見取図、建物内の平面図を記載。 2 見取図に保管庫の立体図(施錠位置を明記)を記載。
営業所付近見取図	営業所付近の見取図を記載。
定款又は寄附行為の写し	公益法人、一般法人、事業協同組合の場合のみ